

第4章 循環型社会づくりの更なる展開

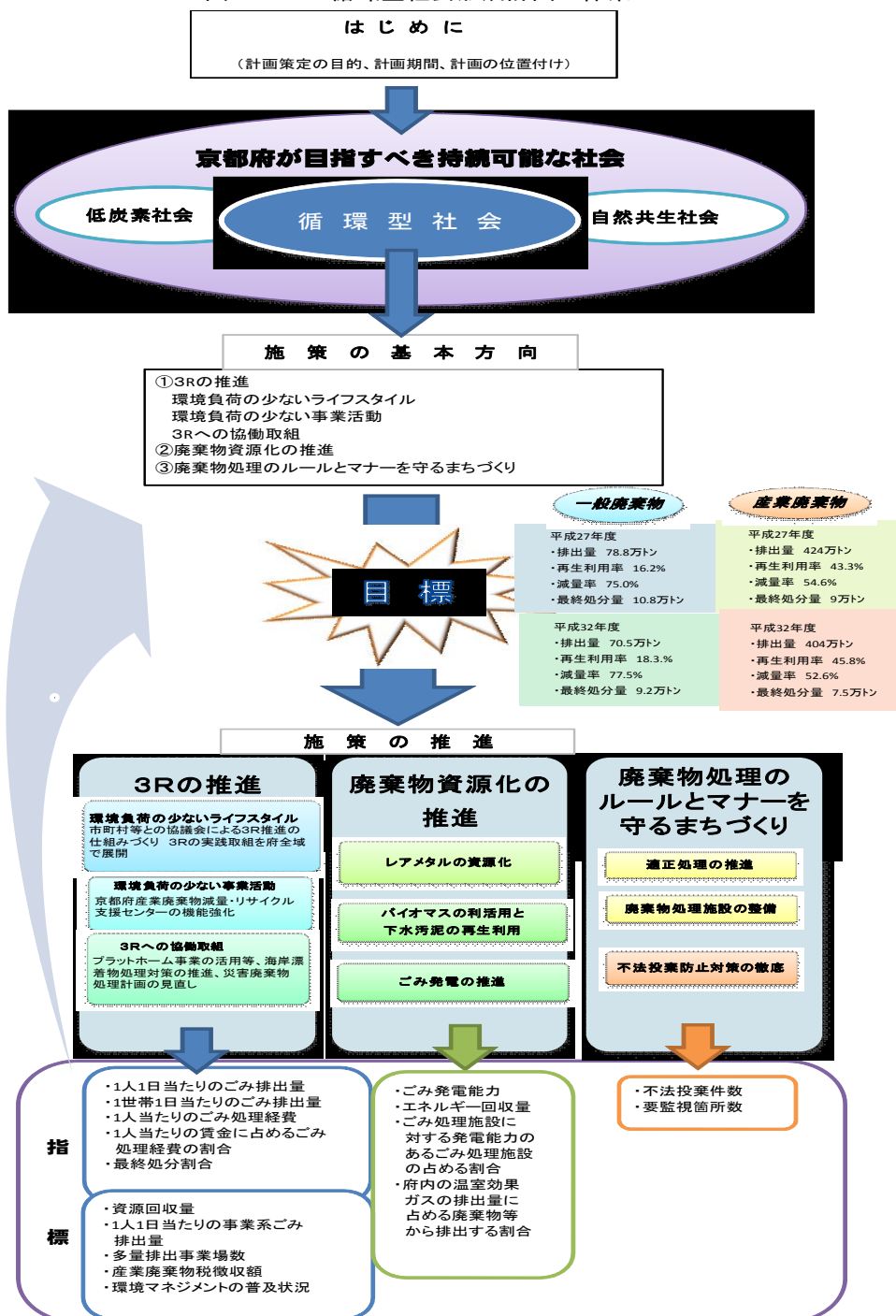
1 「京都府循環型社会形成計画（第2期）」の策定

府では、24年3月に、「京都府循環型社会形成計画（第2期）」を策定し、廃棄物の減量等に取り組むとともに、広く資源の循環を目指す社会の形成を計画的に推進することとしています。

22年度が同計画に規定する目標年度であったことから、第2期計画では、計画期間を23年度から32年度までとし、中間年度である27年度に見直しを行うこととしています。

京都府が目指す循環型社会のビジョンは、「もったいない」や「しまつ」といった京都に息づく暮らしの知恵を活かしながら、環境効率のよい企業活動が普及した、廃棄物が限りなくゼロに近い社会を目指し、具体的には、3Rの推進や環境負荷の少ないライフスタイルや事業活動、リサイクルの推進のために、必要な施策等を規定しています。

図1-11 循環型社会形成計画の体系



2 京都府産業廃棄物減量・リサイクル支援センターの設立

23年6月に、府内の産業界、廃棄物処理業界、大学等研究機関、府、京都市が連携し、府内企業に対する産業廃棄物の減量・リサイクルの取組支援を目的に「京都府産業廃棄物減量・リサイクル支援センター（以下「センター」という。）」が設立されました。

センターは、企業等に対する産業廃棄物の減量・リサイクルの“総合的な支援機関”として、ワンストップサービスでの効果的で細やかな支援を主眼において事業を展開しています。

①センターの組織体制と支援事業

センターは、産業界から京都商工会議所・京都府中小企業団体中央会・(社)長田野工業センター・(社)京都工業会、環境管理規格を運営するNPO法人KES環境機構、廃棄物処理業界から(社)京都府産業廃棄物協会、そして、行政機関から府及び京都市を加えた8団体から構成され、オール京都での一貫した支援体制となっています。また、3名の学識者に顧問として参画いただいています。

○現在のセンターの主要事業

(1) ゼロエミッションアドバイザー派遣事業

産業廃棄物の排出削減、コスト削減を目指す企業の皆様からの具体的な課題や相談への助言を行うため、環境マネジメント等の専門知識を有するアドバイザーを無料で派遣

(2) 産業廃棄物の減量・リサイクル、処理に関する業者情報等を提供

減量・リサイクル技術やリサイクル設備等を有する産業廃棄物処理業者に関する情報を無料で提供

(3) 研究開発・施設整備に対して助成

産業廃棄物の発生抑制及び減量・リサイクルの促進のための研究開発、設備整備、製造工程の改善等に対する助成事業

(4) 研修・普及啓発事業

産業廃棄物の減量・リサイクルの取組を促進するための研修及び普及啓発等の事業

各事業をセンターで一元的に実施することにより、細やかな支援体制と効率的な運用が期待されます。また、産業界、廃棄物処理業界がセンターの構成団体となっていることもあり、これまで以上に各団体間との連携が強化され、深まりつつあります。センター設立後、各団体が企画する廃棄物処理に関するマネジメントやコンプライアンスをテーマとした研修会・セミナーを、協働で開催する機会も増えており、企業担当者に直接アプローチすることが可能となっています。これらは、企業においても減量・リサイクルの取組を推進していく上で貴重な機会ととらえられており、センターに対する期待も高まっています。

②今後の展望

府では、現在検討している「京都府循環型社会形成計画（第2期）」においても、センターを産業廃棄物の減量・リサイクルを進めていく上での重要な支援母体として位置づけ、産業廃棄物税の財源を最大限に活用しつつ、オール京都の体制で、府内企業等に対する産業廃棄物の減量・リサイクルの取組を支援していくこととしています。

なお、センターは24年度までに社団法人化し、その基盤強化を進めるとともに、上記の主要事業以外にも、企業等からのニーズに合致した支援事業を積極的に展開していくこととしています。

図 1-12 センター組織体制図

名 称	京都府産業廃棄物減量・リサイクル支援センター
設 立	平成23年6月1日
代表者	会 長 服部 重彦 ((社)京都工業会 会長)
構成団体	京都商工会議所・京都府中小企業団体中央会・(社)長田野工業センター・(社)京都工業会、NPO法人KES環境機構、(社)京都府産業廃棄物協会、京都府、京都市
所在地	京都市右京区西京極豆田町2 京都工業会館内

図 1-13 センターにおける減量・リサイクル支援の概念図

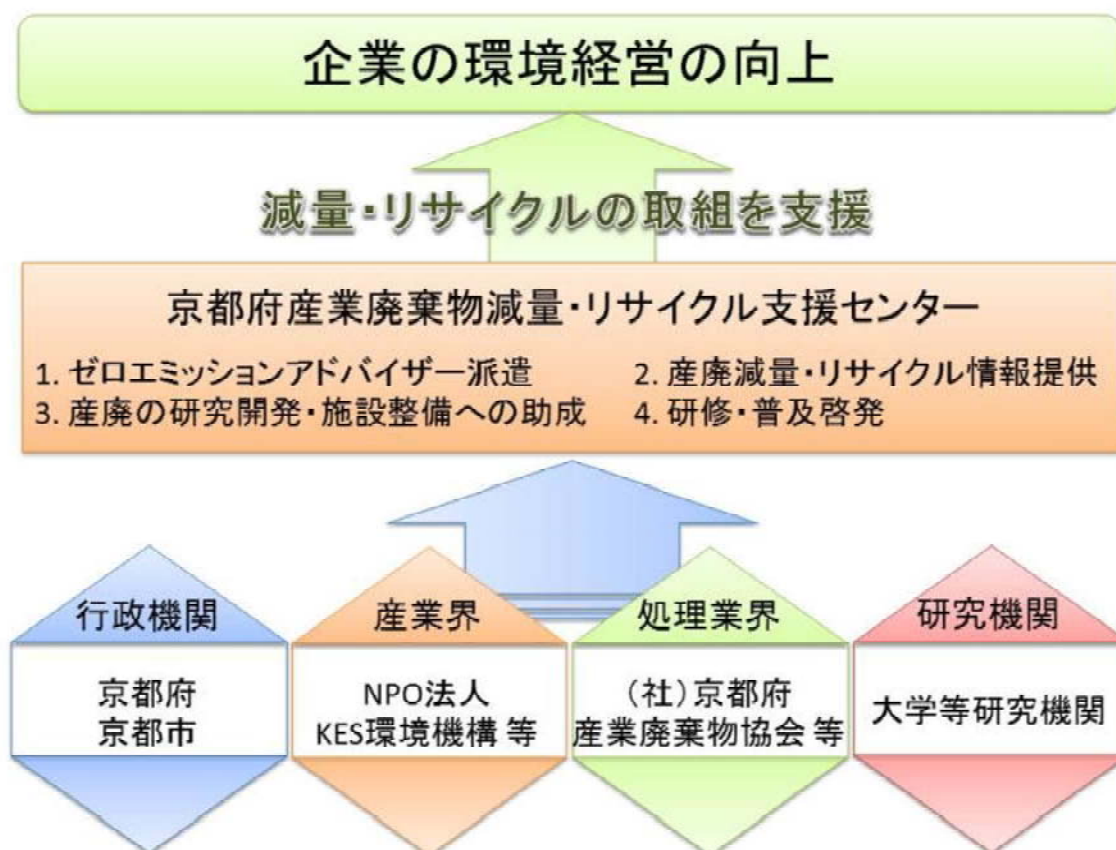


図 1-14 センター設立記念シンポジウム「京都府産業廃棄物3R推進会議」開催の様様 (H23. 11. 22)



3 京都府海岸漂着物対策推進地域計画の策定

近年、国内・国外からの大量の海岸漂着物等によって、海岸環境の悪化や海岸機能の低下、漁業への影響等が引き起こされており、こうした状況に対応するため「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（海岸漂着物処理推進法）が制定（21年7月）されるとともに、国の基本方針が策定（22年3月）されました。

それらに基づき、京都府域における海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、本計画を策定しました。

○計画の概要

(1) 必要な対策

- ア 「京都府海岸漂着物対策推進協議会」の設置など、相互協力のための体制の整備
- イ 海岸管理者・府・市町等の連携による、海岸漂着物等の円滑な処理の推進
- ウ 海岸・河川流域での不法投棄防止対策を含め、海岸漂着物等の発生抑制対策の推進
- エ 海岸保全の重要性・取組の紹介などの普及啓発及び環境教育の推進
- オ 近隣他県との連携強化及び国への要請、財源確保の働きかけ

(2) 重点区域

府内の海岸のうち、海岸の利用状況や景観形成上の観点から、特に重点的に対策が必要と認められる49海岸を重点区域として設定しました。

表 1－1 重点区域の設定状況

京丹後市	蒲井海岸、蒲井東海岸、琴引浜、砂方漁港海岸、間人漁港海岸、竹野海岸、袖志海岸、浅茂川海岸、中浜海岸、湊宮葛野海岸、浦明神崎海岸、久美浜海岸、大明神河内海岸、大向海岸、箱石湊宮葛野海岸、浜詰海岸、小浜海岸、上向海岸、下向海岸、後ヶ浜海岸、立岩海岸、此代海岸、上野平海岸、久僧海岸、尾和海岸、岩田海岸	【26海岸】
伊根町	蒲入海岸、本庄漁港海岸、浦嶋海岸、泊海岸、伊根漁港海岸	【5海岸】
宮津市	大島海岸、岩ヶ鼻海岸、里波見海岸、栗田田井海岸、島陰海岸（農地保全海岸）、島陰海岸（漁港海岸）、栗田海岸、江尻海岸、天橋立海岸、大垣海岸、溝尻海岸、文殊海岸、由良海岸	【13海岸】
与謝野町	岩滝海岸	【1海岸】
舞鶴市	神崎海岸、瀬崎漁港海岸、竜宮浜漁港海岸、野原漁港海岸	【4海岸】

(3) その他の規程

- ア 災害時に発生した海岸漂着物等への対応
- イ 関係者間での情報共有や府民への幅広い情報提供
- ウ 「京都府海岸漂着物対策推進協議会」による進行管理
- エ 国及び近隣他県との連携